

答 申

平成 29 年 1 月 26 日付け総第 339 号で諮問された件について、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

霧島市長（以下「実施機関」という。）が、「福山町福山曾原頭 4930-18、4930-17、4930-30、4930-29 番地 昭和 57 年 7 月 29 日閉鎖資料①と資料②との間の図面、地籍のマイラー図（原本図）」（以下「本件対象文書」という。）を不存在とした決定は妥当である。

第 2 経緯

第 1 に至るまでの経緯は、次に示すとおりである。

年月日	内容
平成 28 年 9 月 30 日	開示請求者（審査請求人）から実施機関に対して「公文書開示請求書」が提出される。
同年 10 月 14 日	実施機関から開示請求者（審査請求人）に対して「公文書不存在通知書（平成 28 年 10 月 14 日付け税第 135 号）」が送付される。
同年 12 月 12 日	審査請求人から「審査請求書」が提出される。
同年 12 月 28 日	処分庁（実施機関）が作成した当該審査請求に対する「弁明書」の副本が、審査庁（実施機関）により審査請求人に対して送付される。
平成 29 年 1 月 20 日	審査請求人から弁明書に対する「反論書」が提出される。
同年 1 月 26 日	審査庁（実施機関）から審査会に対し、「情報公開審査諮問書」（平成 29 年 1 月 26 日付け総第 339 号）が提出される。
同年 2 月 9 日	平成 28 年度第 1 回霧島市情報公開・個人情報保護審査会
同年 3 月 29 日	平成 28 年度第 2 回霧島市情報公開・個人情報保護審査会
同年 5 月 16 日	平成 29 年度第 1 回霧島市情報公開・個人情報保護審査会

第 3 審査請求の趣旨

本件審査請求は、霧島市情報公開条例（平成 17 年霧島市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づく平成 28 年 9 月 30 日付けの開示請求に対し、平成 28 年 10 月 14 日付け税第 135 号で実施機関が行った本件対象文書の不存在決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるものである。

第 4 本件決定に対する主張の内容

1 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求書（平成 28 年 12 月 12 日付け）の要旨

- 資料①（審査請求人が審査請求書に添付した、既に閉鎖されている字絵図をいう。以下同じ。）から資料②（審査請求人が添付した地籍図の原図の写しをいう。以下同じ。）に移行するためには、道路として登記しなければならないが、その事実がない。
- 資料①は、昭和 57 年 7 月 29 日閉鎖とあるが、資料②は平成 56 年 7 月（測図）となっており、矛盾が生じている。
- 平成 27 年 7 月 13 日に福山総合支所において、審査請求人及びその妻、市関係者並びに霧島市議会議員の 5 人で、今回請求した図面を確認した。
- その際に、審査請求人が市職員の説明を正す発言をしており、資料①から資料②に移行する証拠となる図面を確認している。

(2) 反論書（平成 29 年 1 月 20 日付け）の要旨

- 旧福山町職員に聞き取り調査をしたところ、福山町福山 4930-16～18 番地は、当時の所有者（審査請求人の妻の父）は境界立会いに参加していないと証言している。また、関係者と同郷である役場職員が地籍調査に関わり、所有者の印鑑も要らない方法で、登記も動かさずにできる巧みな手法で（修正）された、国土・地籍調査を利用して専門の者が行ったのではないかと証言している。
- 「道路」として現霧島市の所有であるならば、福山町福山 4930-16～18 番地は、一連の手續として、（農地法（昭和 27 年法律第 229 号））3 条申請、5 条申請を経て公共道路にしなければならないが、この土地は、当時、担保物件であり、公共道路にすること自体が不自然である。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 弁明書（平成 28 年 12 月 28 日付け）の要旨

ア 事実の認否

- 平成 27 年 7 月 13 日に、福山総合支所において、記載されている者により協議が行われたこと及び記載されているようなやりとりがあったことは認める。

イ 審査請求人の主張に対する処分庁の意見

- 不動産登記は、第三者への対抗要件であり、「道」に関しては、必ずしもその全てで所有権の登記等が行われているものではない。
- 審査請求人の主張する「矛盾」の内容が必ずしも明らかではないが、資料①及び資料②の間に特段の経過的な矛盾が生じているようなことはない。
- 資料②は、国土調査に係る手續に則って作成されるものであり、同一の地番等に関し、これが複数のパターンで作成されるようなことはありえない。現に、当該地域を含め、旧福山町や合併市町である旧 1 市 5 町において、審査請求人が主張するような地籍図の原図（同じ地点について複数のパターンで作成されたもの）の存在は確認していない。
- 地籍図の原図のサイズ・材質については、実際に原図を示しながら何度も確認してきたにもかかわらず、最近（平成 28 年 12 月 5 日）、サイズについては半分程度に、記載内容についても当該関係部分のみが拡大して掲載されていたと主張が変わっている。

ウ 処分の理由及び弁明

- 客観的にみても、その手續上の流れや経緯等を勘案すれば、本市が保有していることはありえないものといえ、事実、保有していないものである。

○審査請求人は、市が当該文書を隠蔽していることを主張している。仮に審査請求人がその所有権を主張している「道」に関して本市との間で争おうとしているとしても、当初、本市は、審査請求人の申出に沿って筆界修正を行おうとしていた経緯があり、このことから考えても、当該文書を隠蔽するような積極的な理由はない。

3 審査請求人及び補佐人による口頭意見陳述（平成 29 年 3 月 29 日実施）に係る要旨

- 本件対象文書には、名前や標題のようなものは記載されていなかった。
- （処分庁等事務担当課たる総務部税務課（以下「税務課」という。）が、弁明書の中で、7月13日に行われた協議（以下「協議」という。）の際に地積測量図を持参したと主張していることに對し）当該資料は、協議が行われた後に税務課が持ってきたものであり、協議時には示されていない。税務課は虚偽の証言をしている。
- 審査請求人が、本件対象文書と地積測量図を勘違いしているようなことはない。
- 税務課は、協議時には、（既に写しが提供されている）地籍図の原図二枚と、今回問題となっている道路部分のみが掲載された、本件対象文書たる地籍図の原図一枚を持ってきた。これらの地籍図は、全て厚紙（厚さ2ミリ程度）で作成されており、前者（地籍図の原図二枚）はA2版、後者（本件対象文書たる地籍図の原図一枚）はその半分ぐらいの大きさであった。
- 現在の地籍図の原図は、本件対象文書の存在を前提として、これを基に作成されたはずである。
- 私有地が公有地となる場合には、一定のプロセスを経なければならない。したがって、（実際に視認もしているが）本件対象文書は存在するはずである。

4 税務課からの説明聴取（平成 29 年 3 月 29 日実施）に係る要旨

- そもそも本件対象文書は存在しておらず、審査請求人に示した覚えもない。図面の大きさや材質などを確認し、色々こちらが保有している図面等をお示ししたが、納得されなかった。
- 審査請求人は、協議時に、審査請求人が本件対象文書に関する市職員の説明を正す発言をしたと主張しているが、当方が記憶しているような発言の内容とは異なっている。
- 協議時には、二枚の地籍図の原図を持参した。また、三枚の地積測量図も持参したはずである。
- 地籍図の原図は、一つの土地につき一枚しか作成されないものである。また、形式もあることから、通常のサイズ（A2版）の半分程度の大きさのものが作成されるようなことはありえない。
- （委員による「紙質や枚数などに関しては審査請求人の記憶上の印象も強いものと思うが、これをどのように解釈するか」との質問に對し）地積測量図には、審査請求人が主張されているとおり、地籍図の原図に掲載されている道路が掲載されていない。したがって、当方としては、これと勘違いしておられるのではないかと云わざるをえない。
- 審査請求人から本件対象文書を示すように要請された時から、その大きさや材質等について数回確認をしており、当初は地籍図の原図と同じ大きさ（A2版）で同じ材質（厚紙（厚さ2ミリ程度））だったと主張されていたにもかかわらず、平成28年12月に審査請求人にお会いした際には、大きさはその半分程度に、内容についても、問題となっている道路の周辺部分だけが掲載されていたとその主張の内容が変遷している。

第5 審査会の判断

実施機関は、本件対象文書について、条例第9条第2項の規定により、公文書不存在とした。

これに対し、審査請求人は、協議時において本件対象文書の存在を確認しているとして、本件決定の取消しを求めている。

1 論点

本件に係る論点は、主に次のとおりである。

- 本件対象文書が存在しているとの客観的事実関係があるか。
- 処分庁による対象文書が存在しないことに関する主張に論理的な整合性はあるか。また、対象文書が存在しない蓋然性（確からしさ）を高めるものであるか。

2 審査会の判断の理由

本件審査請求の対象である公文書の存否に関しては、部分開示決定等に関する審査とは異なり、審査会による審査の能力にそもそもの限界がある。このような中、当審査会としては、審査請求人による口頭意見陳述を実施するとともに、処分庁等事務担当課から説明の聴取を実施したところ、次の内容を確認したところである。

- (1) 審査請求人並びにその妻及び市議会議員は、本件対象文書を視認したと述べるが、開示請求が行われた時点と比較して、審査請求人（開示請求者）が主張する本件対象文書に関する情報（サイズ）に変遷が見られること。また、上記証言のほかに、本件対象文書の存在を裏付ける客観的証拠は何ら提出されていないこと。
- (2) 国土調査の結果に基づき作成される、いわゆる地籍図の原図に関しては、同一の地番等について複数のパターンで作成されるようなことは、国土調査という制度上、ありうるものではないと考えられるところであり、対象文書の名称及び内容を「地籍のマイラー図（原本図）」とし、資料②を国土調査の成果として確定された「地籍図」であることを審査請求人が認めるのであれば、同一地番について、資料②のほかに「地籍のマイラー図（原本図）」が存在することは、極めて可能性が低いものと考えられること。
- (3) 処分庁等事務担当課から聴取した説明内容に、特段の不整合等は確認できないこと。

以上のことから、当審査会は、条例第9条第2項の規定により、本件対象文書を不存在とした実施機関の決定は妥当であるものと判断する。

○霧島市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	役職等
会長	山本 敬生	鹿児島県立短期大学准教授
委員	植木 春生	司法書士
委員	河原 晶子	元志學館大学法学部教授
委員	末吉 隆之	弁護士

※ 稲留隆委員は、自身が審査請求人と一定の関係性を有していることから、本件に係る審議には参加されない（辞退する）旨を表明された。